令和3年12月 行 財 政 局 保 健 福 祉 局 子ども若者はぐくみ局

均等割減免の廃止に伴い福祉施策への影響を受ける世帯の事例について

事例1 年金収入の高齢単身世帯(世帯主(90歳代無職))

- · 世帯収入 160 万円 (年金収入 160 万円)
- ・ 総所得金額等 40万円 ※収入から公的年金等控除を差し引いた額
- 控除 基礎 33 万円、社会保険料 10 万円 → 均等割減免の対象
- 福祉施策利用事業の例

「30~32の後期高齢者医療に係る事業」,

「34 介護保険(施設及び居宅サービス・高額介護サービス費)」,

「35 介護保険(高額医療合算介護サービス費)」

⇒世帯影響額(年額) 約27.8万円

事例2 年金収入の高齢夫婦(夫(80歳代無職),妻(80歳代無職))

- 世帯収入 328 万円 (夫:年金収入 250 万円+妻:年金収入 78 万円)
- ・ 総所得金額等 夫:130万円、妻:0円 ※収入から公的年金等控除を差し引いた額
- 控除

夫:基礎33万円, 医療費53万円, 社会保険料25万円, 老人配偶者38万円

→ 均等割減免の対象

妻:基礎33万円,社会保険料5万円 → 均等割非課税の対象

福祉施策利用事業の例

夫:「30 後期高齢者医療(高額療養費)」,

- 「32 後期高齢者医療(高額介護合算療養費)」,
- 「33 介護保険(施設及び居宅サービス・補足給付)」、
- 「34 介護保険(施設及び居宅サービス・高額介護サービス費)」,
- 「35 介護保険(高額医療合算介護サービス費)」

妻:「33 介護保険(施設及び居宅サービス・補足給付)」,

- 「34 介護保険(施設及び居宅サービス・高額介護サービス費)」、
- 「35 介護保険(高額医療合算介護サービス費)」
- ⇒世帯影響額(年額) 約104万円

事例3 年金収入の高齢者と子の世帯(夫(70歳代無職),妻(70歳代無職), 子(40歳代無職,難病治療))

- 世帯収入 340 万円 (夫:年金収入 270 万円+妻:年金収入 70 万円,子:無収入)
- ・ 総所得金額等 夫:150万円,妻:0円 ※収入から公的年金等控除を差し引いた額
- 控除

夫:基礎 33 万円, 医療費 44 万円, 社会保険料 28 万円, 障害者 26 万円, 老人配偶者 38 万円, 扶養 33 万円 → 均等割減免の対象

妻:基礎33万円, 社会保険料7万円 → 均等割非課税の対象

・ 福祉施策利用事業の例

夫:「27 国民健康保険(高額療養費)」,

「28 国民健康保険(入院時食事療養費)」

子: 「16 特定医療費(難病)」

⇒世帯影響額(年額) 約29万円

事例4 給与収入の夫婦(夫(30歳代会社員),妻(30歳代パート),保育園児1人)

- 世帯収入 318 万円 (夫:給与収入 220 万円+妻:給与収入 98 万円)
- ・ 総所得金額等 夫:136万円,妻:33万円 ※収入から給与所得控除を差し引いた額
- 控除

夫:基礎33万円,社会保険料33万円,配偶者33万円 ※年少扶養1人(控除の対象とはならない扶養親族) → 均等割減免の対象

妻:基礎33万円 → 均等割非課税の対象

福祉施策利用事業の例

「54 利用者負担額(保育料)」,「55 時間外(延長)保育事業」

⇒世帯影響額(年額) 約7.5万円

事例 5 給与収入のひとり親(世帯主(40歳代会社員), 高校生2人)

- · 世帯収入 256 万円 (世帯主 (母): 給与収入 256 万円)
- ・ 総所得金額等 世帯主(母):161.2万円 ※収入から給与所得控除を差し引いた額
- 控除

世帯主(母):基礎33万円,社会保険料38万円,扶養66万円,寡婦30万円

- → 均等割減免の対象
- 福祉施策利用事業の例

「42 高校進学・修学支援金支給事業」

⇒世帯影響額(年額) 約23.9万円

- (注1) 上記の事例等においては、いずれも平成31年度の控除額等により計算している。
- (注2)「均等割非課税」とは、地方税法に基づき均等割が非課税(所得割も非課税となる)とされることを指す。